

# 川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業総合評価審査委員会設置要綱

令和6年5月16日制定

## (設置)

第1条 川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業の契約に関し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2の規定に基づく総合評価一般競争入札により、建設事業の履行に最も適した契約の相手方となる落札者を厳正かつ公平に決定するため、下北地域広域行政事務組合総合評価一般競争入札実施要綱第5条の規定により、川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 落札者決定の基準に関する事。
- (2) 技術提案等の審査、評価に関する事。
- (3) その他必要と認める事項に関する事。

## (組織)

第3条 委員会は、委員5名程度をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから管理者が選任し、委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 下北地域広域行政事務組合の職員である者
- (3) 前2号に掲げる者のほか、管理者が適当であると認める者

## (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により、これを定める。

2 委員長は、委員を代表し、委員会の事務を総理する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する者がその職務を代理する。

## (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見又は説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、むつ消防署庶務係において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、令和6年5月16日から施行し、川内・脇野沢消防分署庁舎建設事業の契約締結の完了をもってその効力を失う。